

河南町総合計画審議会条例

昭和52年6月18日  
条例第17号

改正 昭和52年10月14日条例第28号 昭和55年7月1日条例第11号  
昭和57年6月22日条例第15号 昭和58年7月14日条例第17号  
平成元年6月20日条例第11号 平成元年9月14日条例第25号  
平成13年3月9日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、河南町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ河南町総合計画に関する事項について調査および審議する。

(組織)

第3条 審議会は委員25名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、または任命する。

- (1) 町議会が推せんする町議会議員
- (2) 学識経験の有る者
- (3) 住民
- (4) 町の職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、退任するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は町長が委嘱し、または任命する。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長および副会長各1名をおく。

2 会長および副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、河南町報酬及び費用弁償条例(昭和32年河南町条例第49号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年6月22日条例第15号）

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月14日条例第17号）

この条例は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則（平成元年6月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月14日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月9日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成12年4月1日から適用する。